

会

議

午前10時 0分開議

○議長（森 温繁君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第98号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（森 温繁君） 日程により、議第98号 下田市立学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） それでは、議第98号 下田市立学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例の制定についてを説明させていただきます。

議案件名簿の25ページをお開きください。

25ページは議案の表題部でありまして、下田市立学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例を次の26ページのとおり制定するものであります。

提案理由は、下田市立学校給食共同調理場を廃止するためであります。

26ページの附則であります、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、この条例で設置されていた共同調理場は、下田市立浜崎学校給食共同調理場と下田市立稲生沢学校給食共同調理場でありましたが、下田市の学校給食につきましては新たに下田市立学校給食センターを設置して、2学期から学校給食の提供を実施しているところでございます。

以上をもちまして、議第98号 下田市立学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例の制定についてを説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第98号 下田市立学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎議第90号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） それでは、議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の5ページをお開き願います。

議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙6ページ、7ページのとおり制定するものでございます。

初めに、提案理由でございますが、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、条文の整備をするものでございます。

なお、この法律の一部改正に伴い法律名も改正され、「外国人等の国際運輸業に係る所得

に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」に改められ、今回、附則に追加されます第10項及び第11項、また改正附則第2項において、改正された法律名の規定となっております。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

この改正は、台湾と日本の国交がない中で、平成27年11月に民間機関との間で取り決めた内容を日本国内で実施するため国内法の整備が行われたもので、改正の内容は、台湾に所在する会社等を通じて日本国内居住者が平成29年1月1日以降、国内で利子、配当等を受ける場合にその額を国民健康保険税の所得割額の算定に加えるもので、実際に影響が出るのは平成30年度分からとなるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして条例改正関係等説明資料でご説明申し上げますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の7ページをお開き願います。

下田市国民健康保険運営協議会の答申書の写しを添付してございます。

今回の条例改正につきましては11月7日に諮問をし、協議を行い、11月28日に答申を受けたものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましては資料の3ページ、4ページをお開き願います。

左側のページは改正前、右側のページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただくところでございます。

条文整備として、附則第6項中「同条第2項中」を「、同条第2項中」に改めるものでございます。

次に、法改正により制定附則に2項を加えるもので、5ページ、6ページにかけまして、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項を附則第13項とし、附則第10項を附則第12項とし、附則第9項の次に次の2項を加えるものでございます。

第10項につきましては、台湾に所在する会社等を通じて日本国内居住者が国内で利子等の支払いを受けた場合、その額を国民健康保険税の所得割の基準額に含めるというもので、それに伴い、国民健康保険税の基礎課税について規定している条例第3条、後期高齢者支援金の課税について規定している第6条、介護納付金の課税について規定している第8条及び軽減について規定している第23条において、読みかえを規定するものでございます。

また、第11項につきましては、配当等の支払いを受けた場合、その額を国民健康保険税の所得割額の基準額に含めるというもので、第10項同様に条例第3条、第6条、第8条及び第

23条において、読みかえを規定するものでございます。

お手数でございますが、議案件名簿の7ページをお開き願います。

改正附則でございますが、第1項（施行期日）につきましては、法改正の施行日に合わせ、平成29年1月1日から施行するものでございます。

第2項（適用区分）でございますが、「この条例による改正後の下田市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。」ものでございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第90号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 今回、外国籍の人の下田市にはこれに該当するようなケースというの
はあるんですか。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） これにつきましてはこれから申告に基づいて該当する方が出
てくるという形になると思いますけれども、今の状態では該当する方がいらっしゃるかどうか
というのはいわかりません。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

8番 鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） ちょっとお聞きしたいんですが、まず、提案理由の中の外国人等の国
際運輸業に係る所得というのがこれ意味がよくわからないのが1点です。

もう一つ、提案理由の中で、台湾ということをやっていますが、外国の中で、これは外国
というのは台湾に限定されるものなのか、それとも全世界のほかのヨーロッパとか等々のそ
こら辺もその外国の中に入るのかどうかという点を教えてもらいたい。

そして、また、今、伊藤議員の質問にもありましたが、これが下田市の国保にとってどう
いうふうな影響をもたらすのかということもご説明ください。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） まず、提案理由にあります外国人等の国際運輸業の部分につ
いては、これ法律名でありますので、法律でこの長い部分がずっと2行目までにあります
けれども、関する法律、ここまでが法律名になります。

この一部改正によって今回また法律名も変わりますけれども、これあくまでも法律の名前
でございます。

それと、台湾については、今回日本と台湾との国交がない中で、民間機関との間の取り決
めによる法改正になります。ですので、この法律の改正によるものは台湾に限るということ
になります。

それと、下田市の国民健康保険にどのように影響あるかということでございますけれども、
それによって利子とか配当を受けた人が国民健康保険加入者であるならば、その部分の収入
とみなされますので、保険税にアップになると。また、軽減に対してもこの部分が対象とな
りますから、その分、所得としてみなしますので、軽減から外れる場合もありますしという
ところになります。

○議長（森 温繁君） 8番 鈴木君。

○8番（鈴木 敬君） もう一遍ちょっと確認しますけれども、この台湾人というのは日本に
居住する台湾人なんですか、それとも台湾に居住する台湾人が日本でそういう利子所得だど
かそういうのを得るというふうなことなのか、そこら辺が1点よくわからないので、もう一
度ご説明お願いします。

○議長（森 温繁君） 市民保健課長。

○市民保健課長（永井達彦君） 先ほど説明させていただきましたけれども、同じように繰り返
しますが、台湾に所在する会社等を通じて日本国内居住者が国内利子を受ける、配当を受
ける場合、要は台湾の会社から日本に住んでいる人にそういったものがあつた場合、課税さ
れるということでございます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

○8番（鈴木 敬君） はい。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第90号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第91号～議第96号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） それでは、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）から議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）までを一括してご説明させていただきます。

議案件名簿の8ページをお願いいたします。

議第91号です。

8ページは議案の表題部であり、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）を次の9ページのとおり変更するものであります。

提案理由は、教育の分野について、新たに連携して事務を処理するためであります。

変更の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。説明資料のほうの9ページ、10ページをお願いします。

左側が改正前の別表、右側が改正後の別表となります。

改正前の別表に取組分野として「教育」、役割分担として甲、この甲は静岡県です、ここに「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事が従事する学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務」、右欄において「学校教育に関する専門的事項の指導を行う賀茂地域の市町に取り組みに対する支援を行う」、同じく役割分担の乙、これは下田市となります、ここに「賀茂地域の他の町とともに学校教育に関する専門的事項の指導を行う」、これを加えるものであります。

ここで、議案件名簿の9ページに戻ってください。

この協約の効力は2条のところですが、平成29年4月1日からとなります。

以上、議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）を説明させていただきました。

次に、議案件名簿の10ページをお願いします。

議第92号です。

10ページは議案の表題部でありまして、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）を次の11ページのとおり変更するものでございます。

提案理由は、教育の分野について新たに連携して事務を処理するためであります。

変更の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。説明資料の11、12ページをお願いします。

左側が改正前の別表、右側が改正後の別表となります。

改正前の別表に、取組分野として「教育」、役割分担として甲、この甲は下田市になります、ここに「賀茂地域の他の町とともに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第3項に規定する指導主事が従事する学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務」、右欄において、「学校教育に関する専門的事項の指導を行う」、それから同じく役割分担の乙、ここは東伊豆町になります、「賀茂地域の他の市町とともに学校教育に関する専門的事項の指導を行う」を加えるものでございます。

ここで、議案件名簿の11ページに戻っていただきます。

この協約の効力は、平成29年4月からという効力を生ずるものでございます。

以上、議第92号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（東伊豆町）を説明させていただきました。

続いて、議案件名簿の12ページをお願いします。

議第93号です。

12ページは議案の表題部であり、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）を次の13ページのとおり変更するものでございます。

提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は東伊豆町と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

以上、議第93号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（河津町）を説明さ

せていただきました。

続いて、議案件名簿の14ページをお願いします。

議第94号になります。

14ページは議案の表題部であり、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）を次の15ページのとおり変更するものであります。

提案理由、変更の内容、協約の効力発生日は東伊豆町と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

以上、議第94号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（南伊豆町）を説明させていただきます。

続きまして、議案件名簿の16ページをお願いします。

議第95号です。

16ページは議案の表題部であり、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）を次の17ページのとおり変更するものであります。

提案理由、変更内容、協約の効力発生日は東伊豆町と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

以上、議第95号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（松崎町）を説明させていただきます。

続いて、議案件名簿18ページをお願いします。

議第96号です。

18ページは議案の表題部であり、賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）を次の19ページのとおり変更するものであります。

提案理由、変更内容、協約の効力発生日は東伊豆町と同様ですので、説明は割愛させていただきます。

以上、議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）を説明させていただきます。

ここで、条例改正関係等説明資料の8ページをお願いします。

賀茂地域における指導主事の連携についてご説明させていただきます。

まず、指導主事この定義になるんですけれども、「指導主事は、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。」、このように法律上で定められております。具体的に申し上げますと、学校の先生、教員さんを指導す

る上の先生というようなそのような位置づけになっております。

次に、来年4月からの連携のイメージですけれども、中段のところに図がありますので、そちらをご覧ください。

新年度から下田総合庁舎内に仮称ですけれども、賀茂地域教育振興センターが開所されます。そこに静東教育事務所から賀茂地域担当の指導主事が1名設置されます。現在、単独設置している下田市の指導主事1名、それから賀茂5町で共同設置する3名により連携した活動が行われます。これにより、学校訪問、研修会の開催、指導主事間の連携等を通じて、若手教員などを対象とした研修の充実、学校への定期訪問の強化、賀茂地域の教育の一体感の醸成等の効果が期待されるようになっております。

以上で議第91号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（静岡県）から議第96号 賀茂地域の広域連携に係る連携協約の変更について（西伊豆町）までの一括説明をさせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（森 温繁君） 議第91号から議第96号までについて当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております6件について一括質疑を許します。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） 幾つかお尋ねしたいんですが、指導主事が全部で5人になるということなんですが、まず、下田市では現在、指導主事がおります。今後は賀茂連携の中でこの5人の方の役割がよくわからないんですけれども、今までは下田市の指導主事は下田市内の学校の指導を行っておったと。今後この連携によって下田に配置されている指導主事は5町の学校の指導も行うような形に、要するに3人と共同、あるいは5人と共同しながら学校をやるのか、それとも下田は下田の学校だけの学校訪問等を行うのかどうなのかということ。

それと、もう一つは、今の下田の指導主事は下田の教育事務所に行くと思うんですが、今後この人たちの勤務場所についてはどうなるのか。下田担当の指導主事さんは下田教育委員会にいるのか、それとも全部そろって県の総合庁舎のどこかのところに勤めるようになるのか、その勤務場所がどのようなことになるのかということ。

それと、県のほうでも指導主事1人を置くということなんですが、この1人というのはその賀茂の3人、あるいは下田も一緒に全く同列で、つまり1市5町に対して5人の指導主事がいるという形で対等な関係でいるのか、それとも県に置かれる指導主事というのはその指導主事の中でも指導的な立場に立つ人なのか、位置関係というか、横関係なのか、縦関係なのかというようなことです、その辺のことを知りたいということ。

それと、これによって今までは指導主事は下田が人件費等については負担していたと思うんですが、今後この連携の中で下田市の負担はどういうふうになるのか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、先ほどの条例関係説明資料の8ページをご覧くださいませるか。

1点目の全部で5人という形になるんですけども、このうち5町で設置する3人の共同設置ということになっているんですけども、この3人の方については一応担当地域というのがある程度割り振られることとなります。それが南伊豆が1町で1人、それから東伊豆町と河津町セットで1人、それから松崎町と西伊豆町で1人、これで共同設置ですから3人です。

下田市の指導主事は当然下田市のことをやっていただくということになって、これは後からのと同じこととなりますが、県から来ていただく、静東事務所から来ていただく指導主事という方はこれは賀茂担当の指導主事という形になりますので、この後ちょっと質問もあつたんですけども、指導主事をさらに指導するような主任指導主事というようなそういう位置づけになって、全部を見るという形になります。ですから、県の指導主事は賀茂全体、あとの4人は地区が2つ重なるところもありますけれども、残りの4人はそれぞれ担当を持ってやると、もちろん連携はするんですけども。

それから、勤務場所は先ほど申し上げましたが、総合庁舎の中に仮称ですけども、賀茂地域教育振興センターという事務所を開設しまして、そこに県からの指導主事と共同設置の指導主事をそちらに。下田の指導主事については今のとおり教育委員会のほうにいて、連絡を取り合うような形で予定をしております。

3点目の県の指導主事の位置づけというのは、賀茂全体を見ていただくということですので。

それから、4点目の人件費の関係ですけども、あくまで下田市の指導主事については市が費用負担するわけですけども、賀茂5町は5町で共同、県は県費ということですので、今現在と下田市の負担は変わらないとそういうこととなります。

以上となります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） ちょっと事情を知らなくて、勉強不足で恐縮でぜひ教えていただ

きたいと思うんですが、具体的に指導主事はどのような指導をこの1年間行ってきてまいつているのかというのをまずお尋ねをしたいと思います。現に下田には指導主事がいるわけですので、その先生がどのような活動をされていられるのか、その指導主事がいることによってどのような教育上の前進面があるのかないか、まずお尋ねをしたいと思います。

それから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて学習指導主事を置くと、学校指導主事というんでしょうか、学習指導主事というんでしょうか、指導主事を置くということに法的にはなっていないかと思うんですが、この指導主事の給与は恐らく県が出しているという仕組みになっているのかどうなのか。学校の先生と同じような組織になっているのかと。

具体的に言いますと、今まで指導主事がおられなかった学校があるということですので、これは指導主事というのは置いても置かなくてもいいものなのか、それとも県の県教委の怠慢でそこまでの人件費を持つことができないので、置いていないんだということになっていたのかどうなのか、指導主事の教育上の位置づけについてお尋ねをしたい。

指導主事がおられる、おられないということの責任というんですか、区分がなぜ出てきたのかという点を次にお尋ねをしたいと思います。

それから、そういう条件の中で行きますと、私は必ずしも指導主事については広域化を図る必要はないのではないかと。各教育委員会、あるいは各学校ごとに指導主事を置くべきものなのか、あるいは自治体ごとにこの指導主事というのを置くべきものなのか、そこら辺のものの考え方や法律上の規定がどうなっているのか、さっきの繰り返しになりますけれども、その点を明らかにしていただきたい。

そういうことから考えれば、91号から96号までのこの条例は、下田市にとっては屋上屋を重ねる不必要なものではないかこのような疑問を持つわけです。下田市にとって不必要なものでないという理由を明らかにしていただきたい。

この5人で協議してやることのほうがより前進するからいいんだとかというようなことを全協の中では言われたかと思うんですけれども、そうだとすれば5人ではなくて、県東部なり、県全体で議論をして全体の指導をすべきものではないかと。県教委が責任を持つべきものではないかとも思うわけです。そこら辺の見解をお尋ねをしたい。

なお、必要な先生ということになるのであれば、なぜ学校ごとに置かないのかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、1点目の指導主事がどのような仕事するのかということだと思いますけれども、いわゆるこれは先ほど説明したんですけれども、専門的事項ということをやっているんですけれども、学校運営の中ではいろいろたくさんのごことをやるんですけれども、主なことを申し上げますと学校ではいわゆる教育課程の作成、それから学習指導の方法、教科書や教材の選定とか取り扱い、それから研修を実施する、就学相談、それから学校の組織編制、教具の整備、学校内の環境衛生、それから学校給食のあり方、教育の調査とかたくさん専門的事項があるわけなんですけれども、それについて学校に指導する形で指導主事の方は仕事している。ですから、実際、下田市にも指導主事おりますが、ほとんど教育委員会の中にいるのではなくて、各学校を回って現場に行き仕事をしているという状況になっております。

そして、2点目の要は指導主事というのは各市町に置いて、学校単位では確かに置いていないんですけれども、現在は下田市は下田市の費用で1人、今賀茂5町は県が人件費を持って5町に全て置いてあるわけです。ですから、今現在ですと賀茂地区には6人の指導主事がいて、今でも連携しているんですけれども、学校の先ほど言った専門的事項についての対応をしているということでございます。

この広域の必要性ということなんですけれども、下田市にとって一番メリットと言いますか、大きなところはまず1つ目が先ほどの説明資料のところにもちょっとございましたけれども、まず総合庁舎に教育センターができる、そこに指導主事さんが集まってくる、これが1つ大きなポイントとなっていることと、それからやっぱり静東事務所のほうから1人賀茂地域全体の方を見てくれる指導主事さんが今度来るわけです。ですから、これ人工的な話になってしまうかもしれないんですけれども、今まで下田市は1人でやっていた部分があるんですけれども、今度県費で来た賀茂郡の全部の方は下田市のことも当然見てくれるわけですから、そういうメリットは当然想定されるということで、おっしゃったような余り効果がないんじゃないかということはむしろ効果があるというふうに考えておるところです。

私からは以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） ちょっとすみません、次々と質問したもので、答えていただけなかったものもあろうと思いますが、教育長のほうからぜひお願いしたいんですが、なぜ各学校ごとに置くということにはならないのか、下田市で1人ということになるのか。

それから、先ほど私の聞き違いかもしれませんが、賀茂地区には既に6人の指導主

事がいらっしやる、こういうぐあいに聞き取れたんですけれども、これが事実かどうか。6人の指導主事というのがもういるとすれば、どういうことなのか。ここではないということと新たに5人というぐあいに言っているものですから、ちょっと言い違いか、僕の聞き違いかわかりませんが。

それから、県費の指導主事と市費の指導主事がある、こういうお話でしたけれども、そこから辺はどういうわけでそういうことになるのか。他のまちはほとんど静岡市にしても伊東、熱海にしても市費で指導主事を置いているのかどうなのか。どういうわけでこの県費の指導主事と市費の指導主事という区分が出てくるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） なぜ学校に指導主事を置かないのかという1点目のお話だったと思いますけれども、学校には基本的にはいろんな分署がありまして、研修主任という主任がいるわけですが、この研修主任というのが先ほど課長が話された学校の子供たちをどう指導していくかということの中で各学校には置かれています。ただ、この指導主事となりますと、これは先ほど沢登議員さんが言われた市町で指導主事を置くということになります。

ただ、それぞれの市町には財政力とかいろんな考え方がありまして、今までは5町については指導主事は置かれておりませんでした。なぜ置かれていなかったかと言いますと、今言ったようないろんなことを考えながら、静東教育事務所の力をかりながら、静東教育事務所には指導主事が当然いるわけで、各賀茂地区あるいは東豆とかいろんなところを回っていたわけですが、ぜひ子供たちの力をもっと伸ばす、特にこの伊豆半島の賀茂地区というのはそういう指導をする面では研修、勉強もなかなかできないと、勉強するには山を越して事務所、あるいは県に行かなきゃならないということで、これは県のほうの計らいで賀茂地区にもそういう指導主事を置きながら先生を指導、あるいは子供の力をつけようということで始まった事業が賀茂地区の指導主事を各5町に置いたということで、この実践の中で非常に効果があるということになりまして、それでは続けてということになるわけですが、やはり財政力等の問題で各町で1人の指導主事を置くことは非常に厳しいというようなことで、5町で負担をして3人の指導主事を29年度から設けるというようなことで、下田市はおかげさまで前から市単で指導主事を置いていただいて、子供たち、先生方の指導に従事していただいておるといことで、総合的に考えますと、これは賀茂地区の先生方、あるいは子供たちに非常に私としてはプラスになるというふうに考えております。

なぜ、下田市の指導主事は下田市だけでいいのではないかというように聞きおいたわけで

すけれども、実はご存じだとは思いますが、賀茂の場合は先生方の交流が賀茂地区全体で行われていると。普通大きな町あるいは市でいきますと大体その中で異動が行われます。賀茂地区の場合は非常に先生方も少なく、学校規模も小さい規模の中で先生方が賀茂地区を動くと下田の先生が変わられ東伊豆に行くと、その逆も当然あるわけで、そういう面では先生方が同じ技量の中で子供たちを育てていってほしいというような願いがありまして、今までも下田市の指導主事は下田市だけじゃなくて、そういう賀茂の5町の指導主事と連携をしながら時間があればほかの町へ行って、指導主事と合同で研修を行ったりというようなことで、このことについては本当に私達教育現場にとっては非常にありがたい制度だと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番。

〔「議長、4回目じゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 4回目になりますか。3回目だよね。

〔「3回目だ」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 3回目です。

○13番（沢登英信君） ご説明よく理解できる場所もありましたが、そうしますと、各学校にはご案内のように校長先生、教頭先生がいらっしゃいます。校長先生、教頭先生も含めて指導をする主任であるという理解でよろしいのでしょうか。各学校とこの指導主事とのご関係はどういうぐあいになっているのか。

この先生はやがて教頭先生や校長先生になれるような方なのか、そういう道になっているのか、あるいは全然学校の指導のプロとして指導主事の道を歩む仕組みがあるんだという人格なんでしょうか。そこら辺をあわせてお尋ねしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 指導主事は先ほど来からいろいろ話をさせていただいていますけれども、指導力、先生を指導する、あるいは子供たちを指導する力のある人がこの指導主事のポジションについております。

その先の今後の1つはキャリアステップというような形に聞き取れたわけですが、このことについては当然上に向かっていく、教頭先生、校長先生という話がありましたけれども、これについては私たちが決定することではありませぬので、県の方がそこを当然管理職になるには試験がありまして、その試験をクリアしていかないと管理職にはなれないとい

うそういう制度になっておりますので、その方がいずれ管理職になるかどうかはちょっとここではずっと指導主事でした先生も過去にはいます。校長先生、教頭先生になった先生もいるということで、そのルールというんですか、確実にこうなるということは今の段階では私のほうからは申し上げることはできません。

以上です。

[発言する者あり]

○教育長（佐々木文夫君） そうです。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第91号議案から議第96号議案までは総務文教委員会に付託いたします。

◎議第97号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 続きまして、議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。

初めに、議案件名簿の20ページをお願いします。

20ページは議案の表題部でありまして、下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを次の21ページから24ページまでのとおり制定するものであります。

提案理由につきましては、利用者負担額の見直しに伴い、所要の改正を行うためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。説明資料の13ページから25ページになります。

まず、説明資料の13ページのほうをお願いします。説明資料①です。

まず初めに、利用者負担額の決め方ですが、これは「国が定める上限の範囲内で市町村が

地域の実情に応じて定める。」とこのように決められておりまして、下田市では昨年3月この条例を制定して、条例で保育料がチェックできるそういう体制になっております。

今回の見直しのポイントについてはそこに記載がありますが、3点ございます。

まず1点目が、定額制である1号認定を国基準に応じた階層区分とこういうものにしたということです。ただし、現行の負担水準を維持するそういう見直しをさせていただきました。

2点目としまして、2号、3号認定につきましては、現行の14階層から階層を16階層に広げ、かつ階層間の税額幅、それから負担額の間差をより均等に設定しました。この見直しをやることによりまして負担が減るということは発生しておりますけれども、負担が増えるところは発生しておりません。

それから、3点目が、2号、3号認定について、標準時間これ11時間になるんですが、短時間これ8時間です、の負担額を設定して、今までは同じだったんですけれども、今度は時間ごとに2種類に分けたということです。この見直しをすることによって、短時間のほう8時間の利用者の方は負担額が軽減されることになったということでございます。

この後、15ページから22ページまでが、これが説明資料③になっておるんですけれども、改正前と改正後の条例を示してあるんですけれども、これをわかりやすくまとめたものが14ページA3判説明資料②になります。こちらをご覧ください。

まず左側の上、これが幼稚園等と書いてありますが、1号認定の表の変更分でちょっと小さくて見にくいんですが、上段から国の基準がどうなっているか、現行がどうなっているか、改定案がどうなっているか、それを比較するとどうなるかというそういう表をつくらせていただきました。

1号認定につきましては、現行の定額制6,100円これを6階層に分割しましたが、増減額のところを見ていただければおわかりですけれども、ゼロになっておりますので、先ほど申し上げたとおり負担は増えていないということで、保護者の負担水準は維持されているという状況になっております。

次が今度は左の下、3号認定の3歳未満児、ここをちょっとご覧いただきたい。

同じ国基準現行、先ほど申し上げた標準時間と短時間を設定してあるんですけれども、現行のまず先ほど申し上げましたように14階層から16階層に階層区分を広げ、さらに、保育標準時間と保育短時間の負担額を設定してあります。いずれの増減額のところを見ていただいてもゼロまたは△になっているので、先ほど申し上げましたように負担の増は発生していないというそういう表になっております。

次が右の上、これは2号認定の3歳児の料金表のものですけれども、これも現行の14階層から16階層に階層区分を広げ、さらに、保育標準時間と保育短時間の負担額を設定しております。その増減額のところを見ていただければわかりますけれども、いずれの増減額もゼロまたは減額となっております、負担増は発生していないということでございます。

それから、次が右下です。これは2号認定の4歳以上児ということですが、2号認定がなぜ2つあるのかというと、下田の場合は2号認定は一律の料金じゃなくて、3歳の料金表と4歳、5歳の料金表を分けていますので、2号認定の料金表は2枚あるということでございます。

内容的には先ほど申しました現行の14階層から16階層に階層区分を広げて、さらに保育標準時間と保育短時間の負担額を設定したというものでございまして、その増減額を見ていただければわかりますけれども、いずれの増減額もゼロまたは減額となっており、負担増は発生していないとそういう改定案となっております。

次に、23ページから25ページを見ていただきたいんですけども、今回の料金改定をするに当たりまして、下田市公共料金等審議会に諮問として答申をいただいております。これが下田市公共料金等審議会からの答申書の写しでございます。

ここの24ページの下の方の4、意見のところ、2号及び3号認定負担額のうち保育標準時間、保育短時間ともに3歳未満児、第15階層の区分についてのみ、従前の負担額と比べて負担金額の増となっている。現時点において対象者はいないという説明であったが、将来において対象となる者があり得るのであるから、この区分についても負担額を同額もしくは減額をすることが適当と思われる。今後検討願いますとこのような記載がございます。

この意見をいただきまして検討しました結果、先ほどのA3判の14ページ表を見ていただきたいんですけども、左下の表です。

3号認定、3歳未満児、第15階層の保育標準時間の増減ゼロ、保育短時間の増減額は1,000円のマイナスとなっております、下田市公共料金等審議会からの答申書の意見を反映した見直しをさせていただきました。

最後に、説明資料の13ページに戻っていただきまして、この改定に伴う影響見込み額というのを試算しておりますので、それを説明させていただきます。

改定による影響見込み額というのは全体で約3.8%の減額で、307万5,000円減額となると試算されております。それから、このうち先ほど申し上げた保育短時間設定による影響見込み額が59万8,200円ということで試算されております。概算ですけども、これは保護者の

おおよそ4割ぐらいの方にメリットが及ぶというそういう算定をしております。

ここで議案件名簿の24ページに戻っていただきまして、附則で施行期日を規定しております。施行日は、平成29年4月1日からというものでございます。

以上、長くなりましたが、議第97号 下田市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（森 温繁君） ここで10分間休憩とします。

午前10時59分休憩

午前11時 9分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第97号に対する当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 大川君。

○7番（大川敏雄君） 今回の利用者負担額の改定については、一口で言えばポイントは家庭の経済的な負担を減らすとそういうことだと思います。そういう趣旨から言えば、ただいま学校教育課長がいみじくも説明したんですが、かってないことなんです、いわゆる公共料金の審議会で、おいおいここは高くなるんだよとそれを指摘された意見を素直に直して原案に出すところという姿勢は高く評価できると思います。

ただ、1点、これは質問したいと思うんですが、まず、この改定の考え方の3つあるんですが、1号認定、教育認定これはこの改定に当たっては、結論としては国の基準に合った階層区分の設定したと今までどおりだということなんです。

しかし、その下段に言われているのは、近隣自治体との状況や国における幼児教育の段階的無償化等の状況を考慮してと、全く考慮していないんじゃないかとか指摘せざるを得ません。というのは、私は今回の改定に至って昨年3月に審議した立場として資料も持ってきました。賀茂郡下のご存じのとおり幼稚園の料金は4,000円です。なぜこれ今回そういう思い切ったこういう機会に対応しないのかと、新しい市長になって医療費は無料化して子育ての対応を積極的にやろうとかいう一つの能動的な対応があるわけです。私はこういう機会にやっぱり昨年4月、この資料を見ますと全部郡内は4,000円なんです。そういう一つのシビアな思いやりのある対応をすべきではなかったかと思いますが、どうですか、教育長。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 議員さんのおっしゃるとおり本当に保護者、子供たちのためにはやはり無償化という方向がいいのではないかというふうには思っています。ただ、それにつきましてはやはり相当額の負担というのが必要ではないかというふうの一つ考えております。

また、郡下ということで、こちらも他地区のまちの様子も理解しておるつもりでございます。ただ、下田市の場合は人口が少ないといっても、やはり人数が非常に多い中で少ない人数であれば今のように料金を抑えても市の負担にも影響はないということはないんですけども、ただ、下田市の場合は非常に人数も多い中で気持ちは非常にわかるんですけども、そこまで上がっていると先ほどのマイナスのところを見ていただいてもわかると思います。これが非常にまた市の負担増になるということも考慮して、国の基準がありますので、国の基準よりも低いというようなことをご理解していただくようにと思っております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 7番。

○7番（大川敏雄君） 市長にお尋ねします。

少なくともこの周辺のまちが全部幼稚園の料金は4,000円なんです。昨年審議して、俺、こういう資料を持ってきている。確かに公共料金の審議会ではそういう意見は出なかったけれども、皆さんがそういう趣旨のもとで理由を書いてある、目的を。だとするならば、せめてこの周辺のまちと同額ぐらいに減らしてあげるとこういう思いやりがなきゃまずいんじゃないんですか。教育長、もう一度答弁してみてください。

○議長（森 温繁君） 教育長。

○教育長（佐々木文夫君） 本当に思いやりというのは非常に心の問題で心が痛むわけですけども、なかなか先ほどお話をしたようにいろんな諸事情を勘案しながらこの金額を設定させていただいたところです。

以上です。

○議長（森 温繁君） 7番 大川君、3回目です。

○7番（大川敏雄君） もうやめますけれども、ぜひ担当常任委員会でいわゆる高度な、緻密な検討を願って終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 大川議員の繰り返しになるかもしれませんが、ご了承いただ

きたいと思います。

ご案内のように西伊豆町におきましては、幼稚園、保育園この負担金が無料であるという中で、値下げをしていこうというこの姿勢は大変まずもって評価をさせていただきたいと思うわけでありますけれども、できる限り無料に近い方向に持って行っていただきたいということと、現在せっかく値下げの案が出てきているわけですので、その案の中でのこの均衡をどう図るかということも必要ではないかと思うわけです。

幼稚園の部分が1万6,100円を3、4、5、1号認定の子供たちについては6,100オーライにしていくんだと大変そういう意味では値下げになっているわけでありますが、大川議員が言われるように賀茂郡下の平均は4,000円だと、あるいは無料でやっているところもあるところというところに比べて一段の努力を、答弁は結構ですけれども、要請をしたいということぐあいにまず思います。

それから、この3号認定の3歳未満児のお子さんの父兄が一番多くの負担をせざるを得ない、手がかかるからということだろうと思うんですが、その中でも14を16号に区分を増やしていただいたんですが、実態的には5万8,800円が5万7,800円とこういう数字になっていまして、16号の区分です、3歳児未満のほとんど1,000円の減額ということではありますけれども、5万円さきの負担金を毎月々払わなければならないところら辺の階層の人たちがなかなか負担し切れないというのが実態ではないかと思うわけです。

第4類の方々、あるいは第7類の方々には5,600円からの減額があるわけですから、少なくともこの最上級の部分の方々の負担を5,000円内外減額していただくと大変バランスという意味ではいいのかなとこんな思いがこの表を見てするわけでありまして。そこら辺の全体の表の料金のバランスというのはどういうようにお考えになったのか、14、15、16がわずか1,000円でとどまっているというのは理由が特別にあるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 説明資料のほうの13ページのところに2号、3号認定の説明をちょっと書かせていただいたんですけども、いろいろ担当のほうでは時間もかけて近隣のまちの状況等も勘案しながらこの表をつくらせていただいたんですけども、考え方としては事細かには説明しにくいところもあるんですが、階層間税額幅と間差というんですが、そこがちょっと広がったり狭かったりするところがありましたので、そこをまず丁寧に是正していった結果、これは3号認定だけじゃないんですけども、幾つかの表をつくった中で

こういう表をつくらせていただいたということで、これが完璧というわけではないのかもしれませんが、とにかく不公平感のないようにということを優先させてこの表をつくらせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第97号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第99号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定についてを説明させていただきます。

議案件名簿のまず27ページをお願いします。

27ページは議案の表題部でありまして、下田市学校施設整備基金条例を28ページの内容のとおり制定するものであります。

提案理由は、下田市立学校の施設の整備を推進するためであります。

条例の内容につきましては、条例改正関係等説明資料で説明させていただきます。資料のほうの26ページをお願いします。

順番に申し上げます。

まず、第1条は設置であります。目的が下田市学校の施設の整備を推進するため、この基金を設置するものでございます。

次に、第2条が積立てでありまして、基金として積み立てる額は毎年度予算に定める額とするものでございます。

次に、第3条は管理で、基金管理について定めてございます。

次に、第4条は運用益金の処理で、基金運用から生じた収益の処理について定めるものでございます。

27ページをお願いします。

第5条は処分で、基金の処分について定めるものでございます。

次に、第6条は委任で、本条例の施行に関し、必要な事項を別に定めるものでございます。

最後は附則で、本条例の施行日を定めるものであります。

以上、雑駁でございましたが、議第99号 下田市学校施設整備基金条例の制定についてのご説明をさせていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 今回の基金条例は書いてあるとおり小学校と中学校の施設整備のために基金を積みますということなんですけれども、いろいろ皆さんの意見の中から、これは学校統合に向けての基金だろうというような話も結構いろいろ聞かれるものですから、真意をちょっと聞かせていただきたいなということで質問させていただくわけなんですけれども、このように学校施設整備のためだということなんですけれども、現在学校施設というのは私もいろいろあちこち見させてもらっている中で老朽化というのが大変著しくて、私は電気関係の仕事もしているわけで、特に防災設備の中でも例えば市内中学校を見ても非常用放送設備というのがあります。この非常用放送設備というのは、やはりいざ火災になったとかそういう非常時に学校の子供たちに非常を知らせるわけで、本来であれば、こういう施設がしっかりと動作しているから子供たちの安全を守れるという設備なんですけれども、この設備も最近では例の9.11東日本大震災以降、津波があったわけなんですけれども、現在ではいわゆるJアラートが流れると、それと連動してこの学校の非常用放送設備が自動的に働いて地震を知らせるといのがいわゆる最新型の設備になっているわけなんです。

それで、一昔というか二昔というか、私が議員になる前およそ20年ぐらい前からはこの火災報知機とそれから非常放送設備が連動して、もし万一火災があったときに自動的に非常用放送設備が働いて「火事です、火事です」と言って知らせる、人間が騒ぐんじゃなくて、機械が自動的に非常を察知して放送をすると。

これ20年ぐらい前の設備なんですけれども、私が知るところによると、そういう設備さえも下田の学校には設備がされていない、本当に中学校だけを見ますと、建設した当時以来の放送設備になっているわけで、そういうやはり人の命を守っていかなきゃならない設備がどうもないがしろになっているんじゃないかというふうに私は思うわけです。

例えば稲生沢中学校なんかの場合は一時、非常放送設備が不備だったと、でも最近修繕をして今現在はやっとな動いていますよという話を聞いています。それから、東中のほうはどれも故障が多くて今も余り調子よくない、修繕もこれはしていかなければならないというような状況というふうに聞いておりますし、下田東中も流れるところと放送設備が流れないところがあったりしてどうもふぐあいがあるとそういうことで、私が知るところによるとやはりこの非常用放送設備1つとっても、どうもふぐあいが多いいいことを私は聞いているわけでございます。

当然業者が点検しているだろうし、学校もそういう点検した書類をもらっているんでしょから教育委員会もある程度承知していると思うんですけども、こういうものはすぐに直さなきゃならないんですけども、なかなかすぐには直っている状況にないというわけでございます。

それから、設備の件についてはそういうような状況なんですけれども、例えば水漏れとか雨漏り、これは小学校、中学校含めて相当ひどい。下田東中へ行ったところ、最上階のトイレに見させてもらったんですけども、天井がないんです。なぜかと言ったら落っこちて、天井をつけておくわけにはいかないもので外しましたと。普通天井というのは二重天井ですからその下に軽量天井の金具がずっと本来あるんです。それももう腐っているもので外しましたと。だから、私が見たときには、トイレ行ったらコンクリートの屋上スラブが見えるわけです。随分高い天井のトイレだと思ったら天井がないとそういう状況ですもので、傘差さないとトイレできないんじゃないかというふうに感じて、そこに雨が降ると恐らく屋上までは見に行かないわけですけども、屋上の防水が切れていてその下の階のトイレに水が落っこちてくると。そのままにしておくと今度はさらにその下の階まで落ちるといいう雨漏りについては、相当言わしてもらおうと悲惨な状況じゃないかというふうに感じたわけなんですけれども、そういうような私は状況だと認識をしております。

この後の一般会計のほうで1億5,000万円積むんですよというふうになっていると思うんですけども、やはりそういう最低線、特に防災というのはやっぱり人の命にも係りますし、しっかりと対応していかなきゃならない。先ほど説明したように最新型というか、地震にも対応できるような設備で、火災報知機と連動させるようなしっかりとした設備をやったとしても、それが何千万もかかるわけじゃないわけなもので、やはりこういうものはしっかりと1億5,000万円積むのがどうなのかなと私は思いますもので、そういうものをまず直すと、余ったのを積むとそういうふうに私は思うわけなんですけれども、教育委員会としてはどう

考えるかちょっと聞きたいんです。お願いします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず、中学校につきましては11月の終わりに学校監査を決裁していただきまして、監査委員さんに現場を見ていただきまして、学校から要望がたくさん出ているということは承知しております。

この条例のほうで基金を積ませてもらいたいということでこの条例を出すんですけども、ここで整備ということについてどのようなものを想定しているかということをもっと申し上げたいんですけども、整備というのは要するに施設の改築、増築、それから大規模修繕と、今議員おっしゃった緊急性を要する修繕、防災的なものも含めてそういうものをやはり想定しております。

今目的という形になるんですけども、先ほど申し上げた市内小中学校の大規模修繕、それから緊急性を要する修繕、それと先ほどちょっとお話ししたんですけども、これ今年の8月に総合教育会議で結論を出しました中学校再編というものに対する施設整備費と両方を考えております。

学校からの要望というのはたくさん来ていまして、先ほどちょっと東中のことも言われたんですけども、東中につきましてはもう既に放送設備の修繕は取りかかって、少しずつやれるところからやっているんですけども、この条例で基金を積ませてもらえることによつて今ご指摘にあったような部分についても対応していくということで、この条例を出させていだいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 今課長が説明あったんですけども、どうもなかなか学校統合についてもこの基金は使われますよというふうな話で、どうも考えるとそっちのほうメインであって、というのはやはり日々学校施設については修繕すべきものをコンスタントにやっている気配が私議員になって余り受け取れないものですから、今言わせてもらうわけですけども、副市長、9月までは2階で同じ部屋の中で頑張ったわけで、その当時、土屋監査委員は行政を厳しく見つめて指摘していたという立派な監査委員だなと感じていたわけなんですけれども、あのらせん階段を下ったらいきなり基金積むだよ、学校統合するには金なきゃだめだというふうに考えているかどうかは別として、私の感じですから、やっぱりそういうふうにとれちゃうわけなんですけれども、やはり副市長のほうからこれはしっかりとそういうものにまず使っていくんだという決意をちょっと聞きたいんですけども、いかがでし

ようか。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいま土屋 忍議員より本基金の活用について具体的に老朽化した防火シャッターや非常通報装置の整備並びにトイレの水漏れの改修等は対象となるのかというご質問をいただきました。

基本的にはその整備の規模、費用の額、また緊急性等によりまして、ものによっては一般財源で対応するかもしくはこの本基金の特定財源で対応するかを判断して対応することと考えております。そして、基金の活用はただいまのようなその緊急性等を考慮して優先順位を定め、活用していくことと考えております。

したがって、ご質問の具体例はその緊急性から本基金の活用の対象となると考えますけれども、通常の予算措置の中で対応が可能であれば、そちらが優先されるものと考えております。

そもそも本基金の設置に至った経緯については、まず9月議会において、平成27年度決算における実質収支の7億2,000万円を地方財政法第7条の規定によって、3億6,000万円を含めて全金額を財政調整基金に積み立てさせていただいた結果、平成28年度決算見込みによる財政調整基金の額は近年まれに見る多い12億7,000万円となったわけでございます。

私事で申しわけないんですが、財政を担当していた頃の17年頃というのは財政調整基金は何と6,000万円ぐらいしかありませんでした。次年度の予算をどのように組むかというのを苦慮した覚えがあります。

この12億数千万円についてはそういったことで財調に積み立てさせていただいたわけでございますが、この多額という部分も含めて、近い将来の庁舎建設や学校再編を見据えた措置があったわけでございます。確かにそのような考え方が背景ではあったと思うんです。

一方では、今議員がおっしゃるように学校現場の教育環境の改善は切迫している状態です。くしくも今議員がおっしゃるように土屋 忍議員は現在も議選の監査委員でありまして、また、本基金の先ほど説明いたしました所管の課長の学校教育課長は当時の監査事務局長であります。また、先ほどおっしゃられたとおり、私もこの副市長という職につく前は代表監査委員として監査させていただいた立場でございます。

したがって、昨年度からそういった意味で監査のほうは実施しました学校等の外部監査によりまして、27年度においては稲梓小学校、稲生沢小学校、白浜小学校の外部監査を実施しまして、その監査検証を昨年12月のこの定例会のほうで議席に配付させていただいたところ

であります。ご覧になっていただいたかと思いますが、当時の施設の維持管理の項目で、雨漏りや床、廊下の劣化等児童の学校生活に影響を与えかねない箇所が見受けられた。事故を未然に防止するために早急に対応を検討されたい等々報告させていただきました。

このたびの土屋 忍議員のご指摘は先ほどおっしゃられたと思いますが、今年度の11月の学校外部監査の中学校の結果を踏まえたものと推測しております。かように教育施設的环境は悪化を極めておりまして、さらに近い将来、学校再編も迫っているところからその財源の確保が急務となっているところであります。そこで、本議会において急遽基金の設置をお願いすることとしたものでありますが、財政調整基金にそのまま積み立てておいてもよいのではないかというお考えもあろうかと思えます。しかしながら、まずは教育施設の整備に特化した基金の設置によって、教育に特別に充当できる財源を確保していきたいというものであります。

次に、積み立てる1億5,000万円の金額については、平成28年度当初予算編成時における小中学校修繕要望集計額が金額が把握できる範囲内でも1億3,000万円であります。これらを目安にこの1億5,000万円という数値を決定させていただいたわけでございます。

結論から言いますと、この基金には学校施設の整備について、先ほど申し上げたとおり規模的なもの、それから金額的なもの、また緊急性を勘案して基金を活用するときにはその順位性を定めながら活用して生かしていただきたい。それ以外の修繕等につきましては、その時点での予算の範囲内で対応できるものはその一般財源のほうで対応させていただくということで、そういう意味ではお約束をさせていただくというふうに考えております。

いずれにしても、古来より子供は宝と言われております。表現は悪いかもしれませんが、子供は当市の未来を担う財産であると考えております。産業の振興、地域の活性化等重要な施策は多々ありますけれども、一方、子供たちの教育環境を可能な限りよくしていくのも将来の下田市の発展のために我々行政に携わる者の責務と考え、このたびの議案を提出させていただいたものであります。よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

○10番（土屋 忍君） わかりました。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 副市長にお尋ねをしたいと思えます。

下田市の基金条例はどんな条例があるのか、お教えいただきたい。

そして、基金条例とは何か、基金条例をつくるということは地方自治法に基づいてどういうことの場合、設定されるのかということをもっと明らかにしていただきたいと思います。

基金条例の目的はそれを明確にされて、金額もその目的に従ってこのぐらいの金額は必要だ、いつまでにそれを積むんだとこういうことが私の理解ですと基金条例の本来の目的である。今、各学校の修繕費用を集計してみたところ1億3,000万ある、今年7億2,000万も残ったので、この金を1億5,000万積むんだと。地方自治法の規定からいっておかしいんじゃないんですか、こんなものの考え方は。1億3,000万の支出が必要であれば、29年度予算でそれを執行していく、直ちに執行していくということが必要であって、そのお金を積んでいくなんていう必要がどこにあるんですか。

雨漏りがしている、放送施設が心配だ、元監査委員が言っているわけです。それを執行しないで、1億3,000万の支出予定があるから1億5,000万積んでおくんだ、積んでおくような余裕はないんじゃないんですか。それを市民のために、子供たちのために直ちに来年執行するということが求められている、基金条例なんてつくっている暇はないというのがその現状じゃないんでしょうか。この基金条例の目的は、ここに書いてあること以外にあるんじゃないんですか。そうだとしたらそれを明確にする必要があるんじゃないかと思います。

中学校を建設するために必要であるならば、中学校を建設するための基金条例にしていったらどうなんですか。そして、最低何億の積み立てが必要だとかいう論理の組み立てをすべきじゃないんですか。地方自治法の好きな副市長がどうしてそんなところがわからないんですか。

それから、この条例からいって基金を積み立てるといというのは特定の目的のために積み立てるわけですから、特定の目的以外には使えない、市長であってもそれは使ってはいかんと、ちゃんとした審査を受けてそのことのために使いなさい、これが普通の基金条例の仕組みじゃないんですか。そんな仕組みはここに少しも入っていない。ただ単に積むだけの条例であるんなら、こんなもの使うことない、財政調整基金に積んでおいて、市長がむしろ自由に使えるようにしておいたほうが自由裁量権がいっぱいあるわけですから、それが地方自治法が定めている会計の原則です。基金条例を積むんであれば基金の目的をもっと明確にして、金額も明らかにしてそれいつまでに積むか、どういう場合にそれが取り崩せるか、取り崩すことを許可する組織もきっちりつくって、市長の権限から外してそこでまず議論をしていただくこういう仕組みにすべきじゃないんでしょうか。こんなもの議論の対象にもなりません。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） まず、今おっしゃられましたご質問の内容について順次お答えさせていただきます。

まず、下田市の基金条例はどんなものがあるかということですが、議員も長く議員やられておりましたので、下田市の例規集はご覧になっていたと思います。その中に各種の基金の条例が規定されておりますので、それをご覧になっていただければわかると思いますが、ちなみにご存じのとおり近い形では下田市の庁舎建設基金とか介護給付金の準備基金とか、みどりの基金とか防災基金とかいろいろございます。そういう状況でございます。

それから、本条例の目的が不確定であるということですが、先ほどご説明させていただいたとおり第1条に設置と設置の目的を記載してございます。目的は施設の整備を推進するためでございます、それについての特定財源として確保したいということでございます。

それから、そういった意味では先ほど何回かおっしゃったような感じがしますが、いつまでに積み立てて、幾ら積み立てるんだということがないのはおかしいんじゃないのかというお話ですが、そういった意味ではほかの基金でもそういった事例はございます。いつまでに積み立てるといのがないものもありますし、事業費全体がわからないのであれば、それは目的の金額もそういった意味では限定されるものではないとそういうふう考えております。

そういった意味では基金の目的と、それからその運用については今ご説明したとおりでございます、1億5,000万が適切であるかどうかという話の中で1億3,000万がある程度前提になっているのであれば、それはそれで全部執行すべきじゃないかというお話ですが、そういった意味では1億数千万の事業全体を一挙にやるのではなくて、先ほど申し上げたとおり計画的に順位性を定めて執行していくというお話を申し上げたわけでございます。

それから、そういった意味では財政調整基金に置いておいて、自由に市長の裁量で使える範囲内で執行すればいいのではないかというご議論でございますけれども、財政調整基金も全て皆さんの家計と同じような考え方で、ある場合にはどんどん執行してしまっはいつの間にか財源は、先ほど申し上げたとおり平成17年当時は6,000万ぐらいしかなかったわけですから、そういうような状態にもなる。何を優先するかということの中で、優先をさせていくと教育費に回るような財源がなかなかねん出できない事態にも陥りかねない。そういう意味で言えば今の切迫した教育環境をいかに充実させていくかということとをまず明確に示す意味においても、特定目的基金としてのこの基金を策定させていただいたということで、我々としては先ほどの念頭にあるように、子供たちの教育環境をいかに今後できる限りの整備を

していくかという姿勢を示したということにもっていただければと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 余りわからない説明で理解しかねますけれども、前日も市長のほうで各小学校を視察に行かれた。特に稲梓小学校の登り道というんですか、学校に行くまでの間の道については早急に伐採をしたり、拡幅したり直さなきゃならないとこういうお話があったかと思うわけです。そういう費用もこの1億3,000万の中に入れておられるのかどうなのか知りませんが、それらのものは積んでおくような暇は必要ないんだろうと思うんです。すぐにやるということが必要だろうと思うんです。

この基金をつくるのに1億3,000万のもう既に支出予定があるというんなら、それを議会に明らかにしてください。そして、それを一挙にはできないから順次やっていくんだという副市長のご答弁ですので、1億3,000万の支出をどこの部分をどういう具体的にやっていくような計画になっているのか、そういうものがついていなければご答弁の内容からいって審議の対象にならないと思います、市長、違いますか。

それから、財政課長にぜひとも基金とはどういうものか、財政課長のご理解を表明していただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） まず、1点目の緊急を要するような現状の修繕につきましてこちらは先般の9月の議会でも皆様議員様からご指摘をいただきました。当初予算の修繕費が非常に少ないというご指摘をいただきました。痛感しております。

ですので、先般29年度の予算編成方針を各課の中に通知した中で、キャップ額として修繕費については28年度当初予算のとりあえず2倍は計上してくださいということで、その分はもう先取りしてございます。

ただ、その中でどの部分に重点的に配分するかというのはこれから担当課のほうと、これからこの議会終わりますとヒアリングが始まりますので、個々の調整には入りますが、市長と語る会でも出ましたように、稲梓の通園路その部分についてはすぐにもやりたいということで、しかし、夏休みでないとできないということもございますので、こちらは例えば29年度の当初予算、現在の財政調整基金を2億8,000万取り崩すという形でキャップのほうの予算組みをしてございますので、そちらのほうで対応する予定でございます。

ですので、緊急性のあるものこういうものにつきましては、基本的には29年度当初予算編

成の中では組ませていただいたということをご理解いただきたいと思います。

それから、特定目的基金の考え方でございます。

先ほど副市長のほうからも出ましたように庁舎建設基金、今ちょうど6億円ございますけれども、この6億というのもかつては6,000万しか当初なかったんです。ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、平成18年、19年のときに賀茂郡の合併議論出ました。その段階でやはり合併が破たんした後、これから下田市はどうしていくのかということで、その後財政非常に厳しい、特に平成15年とか16年には基金の長期の繰りかえ運用というのを3億以上を行って当初予算を組んでいたという経過がございまして、そうは言いながらも庁舎建設はやはり重要だということで、平成20年からこれまでの企画財政課長の指示のもと、毎年1億円もしくは2億円の範囲でどんどんやっていただいて今の6億円があるというふうに感じております。

ですので、中学校の再編も含めた整備につきましては全体像がまだ示されてはございませんが、今回の決算の7億4,000万円の繰り越しというのは一応過去昭和62年まで調べてみましたが、過去の最高額でございました。これにつきましては、大きな要因としましては収納率の増、それとあと地方消費税交付金が5%から8%になったということで、一時的な収入が約1億5,000万、合わせると約3億円ぐらいが一時的な収入という形で入っているというふうに認識してございます。この機会に積まないとなかなか貯蓄という言い方はおかしいんですけれども、将来の事業の財源として確保することも厳しいかと存じております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君、3回目です。

○13番（沢登英信君） 庁舎建設基金の例までお引きいただいてありがとうございます。

そうであれば、これは小学校及び中学校の施設の整備を推進するためではなくて、むしろもう少し目的を明らかにして、新中学校建設のためだとかそういうことを明確にすべき内容と私は考えます。

そして、それらのものが明らかにならない今時点だというのであれば、これは明らかになった時点で基金条例をつくるべき時期であって、今つくるべき時期ではないと、何に支出するかわからない。

しかし、現在ある小学校、中学校の施設には修繕費が大変費用がかかる、こういう状態にあるわけですから、積んでいるような状態ではない。それを早く使って子供たちのためにいい学校をつくりなさいというのが市民の要望です。使わずに積んでおけなんていうような意

見の人は僕はないと思います。これは中学校をつくるというのであれば、それは中学校をつくるという明らかになった段階で明確にして、新中学建設のためと正々うたって基金を積み立てたらいんじゃないんですか。

基金はこの第1条にありますように小学校、中学校の設備の推進するためなんてこんな不明瞭な大き過ぎる、しかも内容的にはすぐ明日にでも修繕かけなきゃならないというような状態にあるにもかかわらず、お金を積んでおこうなんてそういう考え方はやはり財政課としても私はおかしいんじゃないかと思いますし、新年度予算が7億3,000万、実質収益で3億6,000万黒字決算をしていながら、全ての予算計上経費15%も削減するんだとこんなべらぼうな予算方針を出して予算を組むなんていうのは、財政課長としても反省をしていただかなきゃならない、話が横っちょ行っちゃって悪いですけども、問題だと私は思います。ぜひともこれは検討し直していただきたいこう思います。

○議長（森 温繁君） 企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） 一部ちょっと言葉が足りませんところもございましたので、ちょっと補足させていただきますが、今回の基金の積み立て、先ほど学校教育課長、副市長も申しましたように現行の7つの小学校及び現行の中学校の整備こちらのほうにも充てる、特に学校施設の整備につきましては非常に大きな費用もかかります。当然、国庫補助とか起債制度なども活用はいたしますけれども、その財源をやはり確保しておきたいということもご理解いただきたいというふうに存じます。

それから、予算編成の中でのキャップというお話でしたけれども、やはり現在の単年度収支、単年度でものを考えますとなかなか黒字化というのは当初予算の段階では非常に厳しい状態になっております。ですので、今後新たな事業、さまざまな事業をこれから目指すに当たって、現行の事業を再度見直したいというふうな趣旨でキャップを設定させていただいているということをご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいいたします。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

11番。

○11番（増田 清君） 議長、すみません、もう時間ですので、午後1時から質問したいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（森 温繁君） それでは、午後1時まで休憩をとります。

午前11時58分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を続けます。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） それでは、1回目の質問をさせていただきます。

土屋 忍総務文教委員長がこういう質問をする、私も余り聞いたことがないんですけども、そしてまた、沢登議員の質問に対する当局の答弁を聞いていまして、やはり私も思うんですけども、この名前が曖昧だと思うんです。曖昧というか、これを素直に受けとめれば現中学校の施設の整備の基金条例だと。本来ならば、これ新とか新しくなるとかそういうものをつけないとやっぱりこれは誤解されると思うんです。

そしてまた、課長の説明の中に新築もありますと、現状の中学校、言うなればその整備もやりますとこれまた曖昧な言葉の回答です。

素直でなかなかいいんじゃないかと思えますけれども、先日これ配られた学校再編に係る報告書、保護者説明会概要があります。この最後のほうのページに課長の言葉ですけども、新築や改築という部分も確かにありますがとこれ書いてあるわけです。そういうことを踏まえれば、統合するための建設基金とか、ための設備整備の基金とかそうしなければ私これまじいと思うんです。

企画財政課長のほうからこの9月に6億何千万かお金ができたということです。市長におかれては過去の経過はわかりませんかもしれませんけれども、学校の補修の問題については私も平成11年に議員になりました。ほとんどの議員が毎年、毎回学校についての補修、それからその設備について改善してほしいという質問、要望が議会でも出されてきております。

そしてまた、この6億、平成11年私議員になってから今まで当初20人いた議員が今13人、7名を減らしております。それら議員の削減のために浮いたお金が約3億円強あるんじゃないかなと、これ別にちゃんと計算したわけでありませんが、そういう厳しい財政の中で我々議会でも協力をして今まで来ているわけです。

そしてまた、9月、それから昨日の一般質問でも言いましたけれども、3年前、パソコン買うためにお金がないということで寄附された振興資金から3,000万からのお金を使っています。ですから、9月の議会のときに、そういう使ったお金はもとの基金に戻すべきじゃないですかと。ましてこの議会でも英語教育の話がございました。特殊教育、そういうものに

やはりそういう基金を使う、これが私は普通の使い方ではないかなと思います。何かちゃんとした目的を持って使う、これが正当な基金の動き方だと思うんですけども、なぜそういうふうな統合するための基金にしなかったのか、ちゃんと名目。

これ市民から余計疑われます。議員も結果で疑われているんじゃないかと思います。なぜかと言えば、先ほどもくどいですが、我々市民の声を、また保護者の方々の意見を聞いて学校何とかもう少し補修しろとか設備改善をしろとか言ってきたわけです。それ今までやってこないで、突然両方に使える金を基金にするんだと、それはやっぱり筋の通らない話だと思いますけれども、その辺のこの名称の考え方、これについてお聞きいたします。

○議長（森 温繁君） 当局の答弁。

学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 基金の名称ということなんでございますけれども、これは繰り返しの説明になってしまうかもしれないんですが、この基金を積んでいこうというときに先ほども申し上げたんですけれども、総合教育会議で8月に中学校を1校化していこうという方針が決まった中で、まだ説明会とかをやっている段階ですけれども、将来的にお金はかかるだろうということは当然想定できたわけです。ですから、そこでまず一つ、学校統合のための資金が将来的に必要なということは考えてはございますけれども、もう一点は昨日、市長と語る会とかの話で学校施設がかなり傷んでいるという部分もありますので、統合のためだけじゃなくて、そういう学校の古くなった施設のほうにも資金を回せるようにしたほうがより効率的に使えるんじゃないかということで、名称ということにつきましては、それを総括的な意味を含めましての施設整備基金というものにさせていただいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 11番 増田君。

○11番（増田 清君） だから、今まで学校に対して先ほどもお話しありましたけれども、大変大きな額の要求されているわけです、要求を。それを今までほとんど何もしない、ほとんど微々たる補修費を充ててきて、ここでどかんと整備をするといったって、それは市民の方も我々もちょっとそれには納得しがたいところもあるんじゃないかなと思うんです。これが新しく中学校を建てるんだとか、統合するためだというんなら、なるほどそれかとなると思うんです。

この辺については、私個人としてはこの件は継続審査してもらって、委員会は大変ですけども、何とかもう少しこの審議をしていただいて、やっぱり名称等、あと中身それを審議

していただければいいのではないかと思いますので、委員会は大変ですけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） この中学校施設整備基金条例は僕自身は大変いい条例案だと思うんです。議員になったときから、学校に対するいろんな設備だとか備品とかが非常に不足していると、もっと学校予算をつけるべきだとかいうことを訴えてきて、現実には賀茂の町村の中でも下田市の学校の備品等に対する予算は少ないんです。今は多少、財政状況が好転をしてくるようになってきたように思いますが、やっぱり安定的に教育に対する投資は続ける必要がある。その年々の財政によって、今年は教育には金使えないんです、今年は使えますとかいうことでは毎年子供たちに対してもたまたま財政の悪いときに小学生、中学生で気の毒だったなとかそういう話が許されるものではないと思うんです。

だから、やっぱり常に学校に対する安定的な、それからいまだに和式便所という状況の中、何でだと言ったらやっぱり財政が悪いから、財政が悪ければ和式便所で子供を育てるといふそれは変な話で、だから、やっぱり安定的に計画的に教育環境を整えていく、こういう意味では財政が非常に厳しい下田市の状況で言えば、やっぱり基金をしっかり積み立てて、そしてやっぱり必要があればいつでも教育に向けて予算を使っていくんだという必要がある。そういう意味で言えばこういう基金を積むなら、下田のように非常に自主財源の少ない、財政の厳しい体質の市町においては必要な基金だろうと思うんです。

今、学校統廃合が出ているので、いかにもその統廃合のためにやや極論だけれども、中学校建設のために使われるんじゃないかということも憶測も当然出ると思うんだけど、僕自身はそれは可能性の中の一つとしてはあると思うけれども、この基金の本来の目的で言えば、先ほども言いましたようにその年々の財政状況にかかわらず、常に安定した学校の設備関係をしっかりやっていくんだ、教育環境を整えるんだとかいうためにつくるんじゃないかと推測しているわけですが、その辺の見解についてこの提案者のお考えをお尋ねします。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） これは増田議員さんのお答えとちょっと同じようになってしまっているけれども、先ほども言いましたけれども、学校再編は今現在進めているわけです。

場所も確定はしていませんけれども、2カ所まで絞り込んであるという状況の中で費用が必要だと。

ですから、その再編のためということも最初考えたんですけども、同時に学校施設が老朽化しているということは監査委員さんなんかからも指摘を受けておりました、ちょっと修繕の状況だけ言いますと、28年度当初ですから1,000万円、この間の9月の補正で1,000万円、2,000万円ぐらいの修繕をやらせていただいているんですけども、これは昨年12月、下田中学校雨漏りがしてどうしようもないということで、このときには1回で2,800万補正させていただいて修繕とかという形で少しずつですけども、大きいものもやらせていただいているんですけども、やはり2,800万とかそういうお金このときは確保できたんですけども、一般財源ですから修繕の時期等によって予算確保できないといったらそのままになっちゃいますので、こういう基金を活用することにより迅速に対応できるということも含めて、名前もそうなんですけれども、整備させていただいたということで、伊藤議員がまさにおっしゃった安定した教育の実施のために投資していくということについては、こういう基金が必要であるという判断のもとで提案させていただいたということでございます。

○議長（森 温繁君） 9番 伊藤君。

○9番（伊藤英雄君） おっしゃるとおりでやっぱり教育に対して安定的な設備投資をしていく、今回の一般質問では滝内議員のほうから出ていましたけれども、子供たち今はパソコンも特別教室でやっているけれども、言ってみればIT機器を子供たち1人ずつにやっぱり貸し与えるというふうなことも今後必要になってくると思うんです。やっぱりその年々の予算編成の中でやっぱりそういう投資をしていくというのはなかなか困難な面も多いかと思いますので、ぜひ基金条例をつくってしっかりとした機能を積みながら教育環境の安定に努めてもらいたいと要望して終わります。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第99号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第100号～議第103号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（森 温繁君） 次は、日程により、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、

議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、以上4件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（井上 均君） それでは、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第103号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで、一括してご説明をさせていただきます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。

初めに、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

12月の補正予算につきましては、この予算編成方針を「厳しい財政状況の中、9月補正後の状況の変化により必要となった義務的事業、国の第2次補正予算及び基金造成等に限ったもの」と定め、予算要求の指示をしたところであり、査定もこの方針により行ったものでございます。

その内容につきまして主なものは、歳入につきましては、歳出の特定財源が主なもので、歳出では、国の第2次補正予算に係る投資的経費の実施、防災・安全対策の推進、社会福祉・子育て支援の充実、市ホームページの充実、公共施設等の修繕経費、学校施設の整備基金の造成等を中心に措置したところでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成28年度下田市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,023万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億7,756万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

続きまして、第2条になります。

債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

追加は1件で、電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）で、期間は平成28年度より29年度まで、限度額は、事業予定額260万3,000円の範囲内で軽自動車税及び固定資産税の納税通知書を電算処理アウトソーシング（帳票一括印刷等）をする旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度において支払うというものでございます。

1 ページにお戻りいただき、第3条でございます。

地方債の補正で、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということで、補正予算書の9ページをお開きください。

地方債の変更は3件でございます。

第1件目、起債の目的は、下田地区漁港機能保全整備事業で、限度額200万円を520万円に変更するもの。

2件目、起債の目的は、敷根1号線道路改良事業で、限度額2,740万円を2,750万円に変更するもの。

3件目、起債の目的は、県営下田港湾改修事業で、限度額900万円を950万円に変更するものでございます。

なお、いずれにおきましても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算の概要2ページ、3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入からでございます。

企画財政課関係、15款2項8目1節県費・県営事業軽減交付金355万8,000円の増額は、平成27年度県営事業に係ります軽減交付額の確定によるもの、21款1項2目1節水産業債320万円の増額は、下田地区漁港機能保全整備事業で、国の2次補正に係る吉佐美漁港機能保全整備増額分、同3目1節道路橋梁債10万円の増額は、敷根1号線道路改良事業で、国の第2次補正予算に係る増額分、同2節港湾債50万円の増額は、県営下田港湾改修事業で、同じく国の2次補正に係るものでございます。

総務課関係、16款2項1目1節不動産売却収入7万7,000円の増額は、市有地売却、20款4項4目21節雑入20万2,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合派遣の職員給与等減額による受入金の減でございます。

選挙管理委員会関係、14款3項1目4節国庫・参議院議員選挙委託金288万円の減額は、7月10日執行の参議院議員選挙経費の確定に伴うもの、15款3項1目3節県費・選挙費委託金176万円の減額は、静岡海区漁業調整委員会委員選挙が無投票になったということに伴う

減額でございます。

地域防災課関係、15款2項1目3節県費・緊急地震・津波対策等交付金107万5,000円の増額は、津波避難ビル耐浪調査及び災害用避難施設整備事業補助金に対するものでございます。

福祉事務所関係、14款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金2,908万円の増額は、自立支援医療費及び障害福祉サービス費等の見込み増によるもの、同5節国庫・生活保護費等負担金2,174万9,000円の増額は、生活扶助費及び医療扶助費等の見込み増によるもの、14款2項2目1節国庫・社会福祉費補助金2万9,000円の増額は、地域生活支援事業費。

4ページ、5ページをお開きください。

15款1項1目1節県費・社会福祉費負担金1,454万円の増額は、自立支援医療費及び障害福祉サービス費等の見込み増によるもの、同4節県費・生活保護費負担金882万5,000円の増額は、生活保護扶助費、15款2項2目1節県費・社会福祉費補助金1万4,000円の増額は、地域生活支援事業費等、同3節県費・児童福祉費補助金26万円の増額は、母子家庭等医療費及びひとり親家庭就学支援事業によるものでございます。

市民保健課関係、14款1項1目6節国庫・保険基盤安定負担金49万4,000円の減額及び15款1項1目5節県費・保険基盤安定負担金363万3,000円の減額は、保険基盤安定負担金（国民健康保険分）の確定に伴うものでございます。

産業振興課関係、12款1項1目1節水産業費分担金174万3,000円の増額は、下田地区漁港機能保全整備事業で、国の2次補正に係る吉佐美漁港機能保全整備増額分、13款1項4目7節爪木崎自然公園使用料108万3,000円の増額は、夏期有料駐車場使用料の確定、15款2項4目3節県費・水産業費補助金1,494万1,000円の増額は、下田地区漁港機能保全整備事業で、国の2次補正に係る吉佐美漁港機能保全整備の増額分でございます。

建設課関係、12款1項2目1節住宅費分担金30万5,000円の減額は、急傾斜地崩壊対策県営事業費の確定に伴うもの、14款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金661万8,000円の減額は、空き家再生等推進事業及び都市再生整備計画事業確定に伴うもの、15款2項6目1節県費・住宅費補助金30万円の増額は、木造住宅耐震補強助成事業について平成29年1月4日以降の受け付け分より補助額上限が15万円増額となったため。

6ページ、7ページをお開きください。

17款1項5目1節住宅費寄附金183万8,000円の増額は、急傾斜地崩壊対策県営事業費の確定に伴うものでございます。

学校教育課関係、12款2項1目2節児童福祉費負担金1,215万7,000円の減額は、園児数の

減、算定切りかえや多子軽減改正等による負担額の減により公立保育所、民間保育所及び認定こども園の利用者負担金を減額するもの、同3目1節教育費負担金44万6,000円の減額も園児数の減や多子軽減改正等により公立下田幼稚園利用者負担金を減額するもの、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金410万8,000円の減額は、園児数の減等に伴う民間保育所及び地域型保育事業所に対する子どものための教育・保育給付費国庫負担金が減額されるもの、同2項2目2節国庫・児童福祉費補助金473万7,000円の増額は、放課後児童クラブ室整備工事及び病児保育事業補助金の追加によるもの、15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金205万4,000円の減額は、民間保育所及び地域型保育事業所運営費に対する子どものための教育・保育給付費県費負担金が減額されるもの、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金380万7,000円の増額は、放課後児童クラブ室整備工事及び病児保育事業補助金等の追加によるもの、20款4項3目1節民生費過年度収入335万円の増額は、過年度収入で子どものための教育・保育給付費国庫負担金の平成27年度精算に伴う受入金、同4目16節同級他団体受入金8万6,000円の増額は、広域入所施設型給付費受入金1名分の受け入れでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

企画財政課関係、2款1項7目0240地域振興事業145万円の増額は、東本郷集会所整備に係る補助、岩下区、吉佐美区、広岡西区に係ります地域生活環境整備事業の補助の増額など補正内容等欄記載のとおり、同9目0300財政管理事務215万1,000円の増額は、震災復興特別交付税の確定精算に係る国庫返還金など補正内容等欄記載のとおり、同15目0380財政調整基金1億5,000万円の減額は、9月補正で平成27年度決算剰余金7億2,000万円に係ります財政調整基金への積立金をご承認いただきましたが、地方財政法第7条で定められております2分の1を下らない額の積み立て3億6,000万円、それ以外の決算剰余分3億6,000万円のうち1億5,000万円を新設の学校施設整備基金として積み立てかえるため、財政調整基金積み立ての減額をお願いするもの、2款9項1目0920ネットワーク推進事業174万円の増額は、新たに市ホームページの自動翻訳サービスの利用料（英語、中国簡体、中国繁体語）及び市ホームページデザイン変更業務委託でトップページや記事デザインを充実するもの、12款1項1目一般会計予備費779万6,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、2款1項1目0100総務関係人件費1,010万5,000円の減額は、副市長不在期間の特別職人件費、普通退職による職員人件費と退職手当（特別）負担金の減及び時間外勤務手当の増によるもの、同3目0140行政管理総務事務11万円の増額は、庁舎用複写機更新によ

るリース料（長期継続）、同0141例規関係事務60万8,000円の増額は、例規データベース化業務委託見込み増によるもの、同20目0225新庁舎等建設推進事業5万4,000円の増額は、普通旅費でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項3目0580下田市長選挙事務187万8,000円の減額は、6月12日執行の下田市長選挙経費の確定に伴うもので、補正内容等欄記載のとおり、同4目0583参議院議員選挙事務288万円の減額は、7月10日執行の参議院議員選挙経費の確定に伴うもので、補正内容等欄記載のとおり、同5目0581静岡海区漁業調整委員会委員選挙事務176万円の減額は、同選挙が無投票となったことに伴う減額に係るものでございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務72万6,000円の減額は、職員人件費、同2目0475賀茂地方税債権整理回収協議会推進事務28万7,000円の減額は、車両購入費の確定によるものでございます。

地域防災課関係、2款7項1目0750交通安全対策事業3万円の増額は、運転経歴証明書交付手数料補助金の見込み増によるもの。

10ページ、11ページをお開きください。

2款8項1目0860地域防災対策総務事務130万円の増額は、N T Tビルの津波避難ビル耐浪調査について業務委託が2棟分必要になることによる増額など補正内容等欄記載のとおり、同0861地域防災組織育成事業100万円の増額は、広岡西区自主防災会及び吉佐美区自主防災会に係る下田市災害用避難施設整備事業補助金の追加、8款1項2目5810消防団活動推進事業16万6,000円の増額は、時間外勤務手当の増額など補正内容等欄記載のとおり、同3目5860消防施設等整備事業20万9,000円の増額は、第3分団第2部須原詰所の現用地に係る不動産鑑定評価業務委託の追加でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1000社会福祉総務事務10万6,000円の減額は、職員人件費の減額など補正内容等欄記載のとおり、同3目1052在宅身体障害者（児）援護事業2,816万1,000円の増額は、対象者増加等による自立支援医療費及び補装具新規交付・修理希望の増加、同1053地域生活支援等事業5万8,000円の増額は、サービス利用者の増による日中一時支援事業委託、同1060障害認定審査会事務38万6,000円の増額は、賀茂地区障害認定審査会運営費負担金、同1071障害者計画策定推進事業29万4,000円の増額は、賀茂地区障害者計画策定負担金の追加など補正内容等欄記載のとおり、同6目1120障害福祉サービス事業3,000万円の増額は、生活介護等障害福祉サービス費の見込み増によるもの、3款3項7目1700母子家庭等援護事業52万円の増額は、母子家庭等医療費及びひとり親家庭就学費用助成費の見

込み増によるもの、3款4項1目1750生活保護総務事務4万円の減額は、職員人件費、同1751生活保護費支給事業2,900万円の増額は、医療扶助費等の増額など補正内容等欄記載のとおり、同1752生活保護適正実施推進事業129万6,000円の増額は、生活保護システム用パソコンの更新でございます。

市民保健課関係、3款6項1目1850国民年金事務4万9,000円の増額は、職員人件費、3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金2,223万7,000円の減額は、財政安定化支援事業費の確定による国民健康保険事業特別会計繰出金、同1目1902保険基盤安定繰出金550万7,000円の減額は、保険基盤安定負担金交付確定による繰出金の減、3款8項1目1950介護保険会計繰出金848万円の増額は、介護給付費増額による繰出金の増、3款9項1目1960後期高齢者医療事業20万2,000円の減額は、職員人件費、4款1項1目2000保健衛生総務事務267万円の減額は、職員人件費の減及び東部ドクターヘリ格納庫等整備協力補助金の確定、同2目2020予防接種事業57万6,000円の増額は、個別接種人員の増加による定期予防接種委託の増、同3目2040母子保健相談指導事業37万7,000円の増額は、4カ月児及び10カ月児の健診委託希望が増加しているものでございます。

12、13ページをお開きください。

環境対策課関係、4款3項1目2250清掃総務事務2万4,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託、同3目2280ごみ収集事務356万8,000円の増額は、瓶、ガラス処理及び粗大ごみ処理委託の増額など補正内容等欄記載のとおり、同4目2300焼却場管理事務188万円の増額は、ごみ焼却設備の交換部品費、同5目2381環境衛生事業1万6,000円の減額は、浄化槽保守点検委託でございます。

産業振興課関係、5款1項6目3250基幹集落センター管理運営事業42万8,000円の増額は、修繕料の増及び浄化槽保守点検業務委託の減、5款2項1目3353有害鳥獣対策事業110万円の増額は、イノシシ、鹿、猿の捕獲頭数増加見込みによる買い上げ金の増、同3目3450保健休養林管理事業44万7,000円の減額は、爪木崎自然公園夏期有料駐車場の臨時雇い賃金、浄化槽保守点検業務委託の不用額、5款4項3目3805下田地区漁港機能保全整備事業1,992万2,000円の増額は、国の2次補正に係る下田地区（吉佐美）漁港機能保全整備工事の増で、これにより多々戸第1物揚場の整備が年度内に完成できるものでございます。

観光交流課関係、6款2項1目4200観光まちづくり総務事務72万円の増額は、トライアスロン関係の現地調査に係る謝礼の増額など補正内容等欄記載のとおり、同2目4250観光まちづくり推進事業190万円の減額は、来年4月当初より委嘱したい地域おこし協力隊の募集・

選定等に係る事務委託の下田市観光協会委託の追加及び黒船祭執行会（花火台船分）の補助金の精算、同4253世界一の海づくり事業28万円の増額は、伊豆下田地区教育旅行協議会補助金の増及びフリーダイビング下田大会中止による補助金の減額、同3目4350観光施設管理総務事務197万9,000円の減額は、消耗費の増及び浄化槽保守点検業務委託の不用額、同4目4380外ヶ岡交流館管理運営事業100万円の増額は、店舗側エアコン修繕料でございます。

建設課関係、7款1項1目4500土木総務事務245万2,000円の増額は、測量及び登記業務委託の増額など補正内容等欄記載のとおり、7款4項1目5101県営港湾事業負担事務360万円の増額は、港湾整備改修事業負担金、7款5項1目5150都市計画総務事務103万2,000円の減額は、職員人件費、同4目5250都市公園維持管理事業65万円の減額は、浄化槽保守点検業務委託、都市公園トイレ改修工事の不用額、7款7項1目5600市営住宅維持管理事業4万2,000円の減額は、建物保険料の減及び市営住宅共益費補助金の増、同2目5620耐震改修支援事業60万円の増額は、木造住宅耐震補強助成事業について平成29年1月4日以降の受け付け分より県補助と合わせて30万円増額としたいため、同5621空き家等対策推進事業1,223万6,000円の減額は、空き家実態調査業務委託料の確定に伴う不用額。

14、15ページをお開きください。

同3目5630急傾斜地対策事業68万8,000円の増額は、急傾斜地崩壊対策の事業費確定による県営事業負担金でございます。

学校教育課関係、3款3項3目1550公立保育所管理運営事業158万9,000円の減額は、職員人件費の減額など補正内容等欄記載のとおり、同4目1600民間保育所事業2,260万2,000円の減額は、園児数の見込み減に伴う多様な保育推進事業補助金及び民間保育所運営費の減、同5目1670認定こども園管理運営事業7万3,000円の減額も園児数の減による賄い材料費、同6目1452放課後児童対策事業1,021万3,000円の増額は、下田小学校の元給食室の一部を放課後児童クラブ室として活用するための整備工事、同9目1749子ども・子育て支援事業400万円の増額は、下田メディカルセンターの病児保育事業実施に係る開設準備経費の補助金、9款1項2目6010教育委員会事務局総務事務45万4,000円の増額は、小中学校児童生徒対外派遣費補助金の増額など補正内容等欄記載のとおり、同7目6047学校施設整備基金1億5,000万円の追加は、新設の学校施設整備基金に積み立てるため、平成27年度決算剰余金積み立てをご承認いただきました財政調整基金積立金を同額減額し、積み立てるものです。

基金積み立ては現行の7小学校及び4中学校の校舎等施設整備、また協議を進めております学校再編に係る財源とするもので、学校施設の大規模改修や耐震整備には国庫補助や地方

債制度などもございますが、義務教育施設整備の補助基本額は少額なため、どうしても多額の自己財源が必要となるためでございます。

また、現在の小中学校施設は避難所指定されていることも鑑み、防災・安全対策と子育て支援の充実の双方を考え合わせ、特定目的基金に1億5,000万円の積み立てをお願いするものでございます。

9款2項1目6050小学校管理事業36万6,000円の減額は、浜崎小学校防護柵設置工事の追加及び浄化槽保守点検業務委託の減額など補正内容等欄記載のとおり、9款3項1目6150中学校管理事業88万3,000円の減額は、職員人件費の減額など補正内容等欄記載のとおり、9款4項1目6250幼稚園管理事業135万4,000円の減額は、職員人件費、賄い材料費の減、9款7項1目6800学校給食管理運営事業488万7,000円の増額は、電気料の見込み増による光熱水費の増額など補正内容等欄記載のとおりでございます。

生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務10万8,000円の増額は、時間外勤務手当、同5目6550公民館管理運営事業18万4,000円の増額は、修繕料等、9款6項2目6750吉佐美運動公園管理運営事業6万9,000円の減額は、浄化槽保守点検業務委託、同3目6752下田市民スポーツセンター管理運営事業200万円の増額は、エアコン修繕料でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第101号 平成28年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の59ページをお開きください。

平成28年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,304万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,025万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の60ページから63ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要16、17ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項2目1節国庫・高額医療費共同事業負担金193万4,000円の増額は、高額医療費共同事業負担金、5款1項1目1節前期高齢者交付金83万4,000円の増額は、前期高齢者交付金、6款2項1目1節県費・高額医療費共同事業負担金193万4,000円の増額は、高額医療費共同事業負担金、9款1項1目1節保険基盤安定繰入金550万7,000円の減額は、28年度交付確定による一般会計繰入金の確定、同4節財政安定化事業繰入金2,223万7,000円の減額も平成28年度交付確定による一般会計繰入金の確定でございます。

18、19ページをお開きください。

歳出でございます。

2款5項1目8390一般被保険者高額療養費支給事務1,500万円の増額は、一般被保険者高額療養費の増加見込みによる負担金の増、3款1項1目8430後期高齢者支援金156万2,000円の減額は、後期高齢者支援金の確定、4款1項2目8440前期高齢者納付金2,000円の増額も納付金の確定、7款1項1目8470高額医療費共同事業医療費拠出金773万6,000円の増額は、高額医療費共同事業医療費拠出金負担金の見込みの増、8款1項1目8485健康管理普及事業160万円の増額は、人間ドックの受診増加見込みによる補助金の増、12款1項1目予備費4,581万8,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の77ページをお開きください。

平成28年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,783万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億4,370万2,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の78ページから81ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要20、21ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節現年度分保険料1,418万2,000円の増額は、特別徴収保険料、3 款 1 項 1 目 1 節国庫・介護給付費負担金現年度分1,043万1,000円の増額及び同 2 項 1 目 1 節国庫・調整交付金現年度分413万円の増額、4 款 1 項 1 目 1 節基金・介護給付費交付金現年度分1,899万2,000円の増額、5 款 1 項 1 目 1 節県費・介護給付費負担金現年度分1,161万5,000円の増額及び8 款 1 項 1 目 1 節介護給付費繰入金現年度分848万円の増額は、介護サービス給付費増額による特定財源でございます。

歳出でございます。

2 款 1 項 5 目9223施設介護サービス給付事務6,270万円の増額は、特養施設入所の増などによる施設介護サービス給付費の増、同 2 項 7 目9257介護予防サービス計画給付事務183万円の増額は、介護予防サービス計画給付費負担金の増、同 4 項 1 目9275高額介護サービス給付事務330万円の増額は、高額介護サービス対象者が増加したことによる負担金の増、7 款 1 項 3 目9397介護保険償還金事務20万4,000円の増額は、国庫返還金、8 款 1 項 1 目予備費20万4,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁ではございますが、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第103号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

補正予算書の93ページをお開きください。

平成28年度下田市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,105万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の94ページから97ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

第2条でございます。債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の98ページをお開きください。

追加は2件で、まず1件目、下水道施設包括的維持管理業務委託で、期間は平成28年度よ

り平成33年度まで、限度額は、事業予定額6億5,000万円の範囲内で下水道施設包括的維持管理業務を委託する旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度以降において支払うものでございます。

2件目、下水道施設維持管理契約履行監視業務委託で、期間は平成28年度より33年度まで、限度額は、事業予定額2,500万円の範囲内で下水道施設維持管理契約履行監視業務を委託する旨の契約を平成28年度において締結し、平成29年度において支払うものでございます。

それでは、93ページに戻っていただき、第3条の地方債の補正です。

地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということで、補正予算書の99ページをお開きください。

地方債の変更は次のとおりで、起債の目的、公共下水道事業につきましては、国の第2次補正に下水道施設更新工事が一部採択され、前倒し実施するため、財源となる地方債を限度額3億8,690万円を4億140万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算の内容についてご説明申し上げますので、補正予算の概要22、23ページをお開きください。

歳入でございます。

3款1項1目1節国庫・社会資本整備総合交付金1,450万円の増額は、国の2次補正に採択された社会資本整備総合交付金、8款1項1目1節下水道事業債1,450万円の増額は、公共下水道事業債で、国の2次補正に採択されました下水道施設更新工事の財源にするものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目8800下水道総務事務103万7,000円の増額は、消費税及び地方消費税納付額の増、同2項2目8820下水道施設管理事業298万円の増額は、修繕料及び施設管理備品の増、2款1項3目8833下水道施設等更新事業3,000万円の増額は、国の2次補正に採択された下水道施設更新工事で、武ガ浜ポンプ場附帯設備改築及び赤間マンホールポンプ更新工事を実施したいもの、4款1項1目予備費501万7,000円の減額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）から議第103号 下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで、一括しての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森 温繁君） 当局の説明は終わりました。

ここで、休憩したいと思います。2時5分まで休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

○議長（森 温繁君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第100号から議第103号までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第100号 平成28年度下田市一般会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

4番 滝内君。

○4番（滝内久生君） 2点ばかり、お伺いします。

まず1点目は、急傾斜の関係ですけれども、歳入、概要の6ページです。

17款1項5目プラス183万8,000円の増額です。片や歳出、14ページですけれども、68万8,000円の増額になっています。まずは1点目は、その補正の要因は何なのか、それから通常負担金が入ってくる、負担金そのまま出ますので、この120万余の差額はどういうことなのかご説明願います。

それから、2点目ですけれども、学校施設整備基金1億5,000万計上されています。これだけの金額を積み立てるということですので、当然、事業計画、資金計画、スケジュール等策定されていると思いますが、策定されていますでしょうか。

2点、お伺いします。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） それでは、私のほうから急傾斜の関係につきましてですけれども、歳入のほうの関係の概要書で行きますと4ページの一番最初、12款1項2目1節の住宅費分担金の急傾斜地崩壊対策事業の分担金の30万5,000円の減、これが4月1日以降の申請に対して、5%地元負担をもらいますというものになったものに対する事業に対する分担金でございます。それと、合わせまして6ページの住宅費寄附金でこれが既存の10%に対するもので、急傾斜事業を県からの負担10%丸々地元負担していただく分のものでございます。

合計しまして歳出のほうが先ほど言われたように14ページの一番上段5630事業の68万8,000円と突合になるんですけれども、本来であればその5%を引いた分と合ってくるはずなんですけれども、まず最初の5%分担金のほうですが、ここを想定しているのが理源山に

なります。市の学校がありますもので、その辺の市の負担分が今想定している工事範囲内の比率で地元の負担金を下げております。その関係で若干通常の5%よりも小さくなっております。

もう一つ、工事に係る寄附金のほうなんですけれども、ここが今該当するものが吉佐美の多々戸と河内の松尾になります。吉佐美の多々戸は通常の10%なんですけれども、河内の松尾は今回工区の分については直接市道が係ってくる部分があります。その辺の部分は市が負担するということで延長割に応じて地元の負担を減らしております。

以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 施設整備基金の1億5,000万円でございますけれども、これはちょっと先ほど説明もあったんですけども、まずこの1億5,000万円というものは、平成28年度当初予算編成時における小中学校の修繕要望が約1億3,000万あったものをこれを目安として計上させていただいたものでございます。

事業計画といたしましては、学校のほうにつきましてはスケジュール当面できておまして、あとは各学校からの修繕要望というのも持っておりますけれども、申しわけありませんが、今具体的にいつ幾ら使うという事業計画そこまでは至っておりません。

○議長（森 温繁君） 4番 滝内久生君。

○4番（滝内久生君） 今議会に保護者説明会の概要という冊子読ませてもらいまして、この一番後ろのほうのいろいろありますけれども、下田保育所の説明会11月8日開催の概要に課長の発言として、既存の校舎をそのまま使用するということは教育委員会としては考えておらず、新築や何かしらの改築は当然だと考えていますという記述があります。

私は稲生沢中学校にしても、下田中学校にしても、何年建設したかというのを私在职のときなもので知っています。当然、耐用年数が何十年残っています。それを解体してやるということについては、賛同しかねるという立場であります。

今回のこの基金の多くは、平成33年以降の中学校再編で新中学校を新築を想定してのことだというふうに私は受けとめています。ちなみに29、30、31、32、33以降ですから5年間、とりあえず1億5,000万についても5年間塩漬けになるというふうに危惧しています。喫緊の課題に今対応できないのはもう十分承知しています。このような状況の中で1億5,000万、この大きなお金を塩漬けになる可能性があるということについては大変疑問があります。この点をどのようにお考えなのか、再度伺います。

結局、1億5,000万有効に使ったほうがいいんじゃないかなというのは根底に私あります。別に財調に置いておいて、色をつけなくても別にその対応はできるわけで、財政の調整基金を管理するほうが括弧書きでこれは新庁舎の金です、これは教育関係で絶対ほかに使いませんとしっかりしたものがあれば、別にこれだけのお金を積む必要はないのではないかなというふうに考えていますけれども、どうでしょうか。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） まず初めに、保護者説明会を幼保、それから学校やらせていただきまして、私全てのところへ出席させていただきました。

既存の校舎ということで説明しているんですけども、要は今ある校舎をそのまま何も手を入れなくてという意味で、私はちょっとそこは話したような記憶があるんですけども、何らかの既存の校舎を使うにしても手を入れないと、そのままの状態では使えないというそういう意味で私はちょっと発言した記憶がまずございます。

それから、33年度以降ということで事業は予定しているんですけども、そうしますと当然33年度に開校と一番早いケースを考えますと32年度に資金調達というんですか、建築等は当然やっていかなきゃならないわけですから、そういうことに対して時間的にはまだあるとはいえ、ためておいた方がいい。塩漬けと言われると使えないお金になっちゃうということになるんですけども、それほど時間が先ではないというふうに、32に使うんだとしたらあと4年間しかないというふうに考えております。

今、検討会議においていろんな意見を伺って、その保護者説明会の意見も含めて、その中で検討会議のほうから出していただこうとしているのが、これ4点あるんですけども、1校化する上での課題ということ、それから校舎の位置、今やっています、それから校舎建設手法の方向性、それから通学補助の方向性と4つお願いしているんですけども、この中で3点目に言った校舎建設の手法ということで、これは手法ということになれば新設か改修かという形になるんですけども、それを今後、検討会議の意見を聞きつつ、スケジュール的には来年の夏頃までに政策決定ですけども、この基金については置いておくのではなくて、先ほどもちょっと副市長からもあったんですけども、統合だけのものだけでなく使うということですので、土屋 忍議員からもあったんですけども、緊急性を要するものとかそういうものについてはどんどん使っていくというそういう考えでおります。

○議長（森 温繁君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいま基金の関係につきまして、ご質問いただきました。

いろいろ塩漬けではないかということのご心配いただき、ありがとうございます。

そういった意味で先ほど私のほうからもご説明申し上げましたが、基本的にはこの基金の活用、使途につきましては、その整備の規模とか費用の額とか緊急性等によって一般財源で対応するかもしくはこの基金を特財として利用するか、その辺の判断はこれから決めていきたいというふうには考えております。

基本的には、そういった意味で一般的な軽微の修繕等については一般財源の中で対応していく原則を守る、それ以外に緊急性があったり、規模が大きかったり、費用的に負担が大きい状態であるとそういったときには緊急的に財源が確保できない事態が生じるわけですので、そういった場合にはこの基金を活用していきたいということで、数年先のいわゆるその学校統合といいますか、いわゆる学校の再編の費用として一部は当然残ればそちらのほうに活用はさせていただくという考え方もございますけれども、まずはご指摘のように緊急性のあるものについて、財源が塩漬けになるといういわゆる非効率的な財政運営については避けたいと考えておりますので、その辺はご理解いただきたい。

なおかつ、先ほどおっしゃいました財政調整基金でもいいんじゃないかと、確かにそれは一つの考え方だと思います。しかしながら、我々としては今まで増田 清議員からもご指摘がありましたけれども、教育の施設整備についてかなり我慢を強いてきたという経緯もありまして、こういう状況の中で我々としては、資金的にある程度猶予ができたときに教育の場に財源を充当するとそういった意味での意思を表示したというような特定目的基金ということでご理解いただきたいとそのように思います。

○議長（森 温繁君） 4番 滝内君、3回目です。

○4番（滝内久生君） 財政予算つくる苦しさよくわかっていますので、副市長の今の答弁もそれしかないと思っています。

いろんな考え方がありますがけれども、ただ根本がこの報告書がありますように改修もしくは新築という表現をしていけばいいんですけれども、新築もしくは改修と新築が先走っているんです。だから、PTAの方というのはそういうふうにとめ、新しい学校というのは、新しく統合したときには新しい中学校が建つんだというそういう意識がかなり強く受けとめちゃうんじゃないかなという心配しています。

例えば下田中学校にするとした場合、あの体育館づくり直しましょう、私大いに賛成します、当然あのままではいけないと思っていますので。ただ、既存の耐用年数が二十数年残っているものを解体して、やり直すというそういうものについてはちょっと賛同できないなど

いうことを言っているわけです。

姿勢を見せるんだと、要するに教育に対して投資するんだと姿勢を見せるために出しているんだというのはそれは理解しますけれども、ただ、1億5,000万についてはややちょっと大き過ぎるんじゃないかなという気がします。

一番危惧したのは予算編成で来年度の、1億5,000万足りないからという数字がどうもリンクしちゃって、どうしてこうなのかなという一晩中悩んだ時期もありますけれども、ちょっと若干心配しています。

来年度以降、繰越金が出た場合、2分の1はルールで財調に積みます。残りのものの今回基金に積んでいるんですけども、今後どういう積み方をしていくのか、その考え方をちょっと教えてください、最後に。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 今ご質問の基金積み立てというのは、今度新しくつくる基金への積み立てという意味でよろしいでしょうか。

それでは、今の点についてご答弁させていただきます。

今回今のようなこれまでの説明の対象として1億5,000万円を確保させていただきましたが、今後これから教育委員会、それから市当局のほうで事業費、それから候補等が定められてくると思います。当然ご存じのように義務教育事業につきましては、国庫補助や地方債制度がございますけれども、補助基本額が非常に小さくて面積差と単価差という非常に大きい一般財源、要するに現金がないと施設の整備、これは大規模改造もそうなんですけれども、かなり大きい現金がないとできないというふうな事業なんです。それがあつたものですからこのようにさせていただきました。

今後の今のご質問の基金の積み立ての方向につきましては、まず、事業費がある程度できた段階で、議員さんのほうとのコンセンサスの中で積み立てのほうを考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（森 温繁君） ほかに質疑はありませんか。

13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 説明書のほうの2ページ、3ページに県営港湾改修事業、港湾債を50万ほど用立てして事業をするんだということが出ておりますが、この内容についてお尋ねをしたいと思います。

それから、4ページ、5ページに下田地区港湾機能保全事業、15-02-04産業振興課でありますけれども、吉佐美の漁港の整備をしてくださるということでここに金額が1,500万程度出ておりますが、内容的にはどういう形になるのか、もう少し詳しくお尋ねをしたいと思います。

それから、5ページの空き家再生等推進事業、都市再生整備事業、それぞれ600万から50万の減額になっておるわけでありますが、建設課の660万からの減額ですが、どういう事情で減額になってしまったのか。事業ができなかったのか、あるいは見込みが多かったのか、そこら辺を含めてお尋ねをしたいと思います。

それから、6ページ、7ページの国庫の児童福祉補助金、子ども・子育て支援交付金等を使って14ページ、15ページの病児保育事業補助金ということで、病気の子供の保育をするんだとこの事業展開がされて大変評価をしたいと思うんですが、どこでどのような形で実施をされるのか、ここにあります400万というような形でどのような病児保育の実態になるのか、保母さんだとか、小児科の先生だとか、保育士だとかの体制というのはどんな形になって、いつから病児保育が始まるのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと戻って恐縮ですが、12ページ、13ページの観光交流課で、トライアスロン関係の金額的には大したことないんですが、謝礼を8万4,000円ここで組んでいるようでありますが、補正で言うのもちょっとおかしい点ではありますが、このトライアスロン関係の取り組みは本当に観光交流課でいいのか、社会教育等々含めてそちらのほうが本筋ではないかという気もするわけですが、ここら辺の仕分けはどのようなわけで観光課になるのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） 建設課長。

○建設課長（鈴木芳紀君） すみません、港湾のほうからご説明させていただいてよろしいでしょうか。

債務のほうからのページ数を今言われたと思うんですけれども、申しわけないんですが、事業負担の補正のほうでのご説明でよろしいでしょうか。

概要ページになりますと、12ページの5101県営港湾事業負担事務というところの360万円補正をさせていただいている関係からの視点のご説明をさせてよろしいでしょうか。

事業に対しましては3つ県のほうがやられておまして、物揚場整備工ということで発着バースです、それが負担金が10分の1なんですけれども、それに対して1,000万円、既存施

設補修工といってぶつかったときのゴムとか、今ある施設の補修に対して負担金が3分の1ということで400万円、それでしゅんせつ工がこれが増やさせていただいて3分の1の負担金なんですが、1,400万円、合計2,800万円の負担金を総額で考えておまして、今回360万円増額させていただいております。港湾のほうはよろしいでしょうか。

続きまして、空き家対策と都市再生整備事業の話なんですけれども、まずは空き家対策のほうで当時2,000万ぐらいの予算を持たせていただいていたんですが、これが平成27年に机上調査をしております。その調査結果が出る前に予算を要求させていただいたもので、かなり多目に見積もってしまったというのが結果でございまして、設計料自体は1,000万ぐらいで、落ちた額が900万ぐらいだったと思うんですが、その辺で半分ぐらいの予算落ちになっております。

あと、都市再生整備事業につきましては、入札差金でございます。

すみません、しどろもどろで、以上でございます。

○議長（森 温繁君） 産業振興課長。

○産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうから下田地区機能保全整備工事の関係でございます。

建設課長も言われた工事の内容でよろしいですか。

当初で14メートル分を国・県の補助をいただいておりますので、そちらのほうの予算の絡みで14メートルしかできなかったわけなんですけれども、実際に多々戸第1船揚場が34メートルあります。この34メートルをこの補正によって全部新しく修繕するものでございます。

以上です。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） 補正予算の概要の14ページ、15ページ、真ん中から少し上の1749番子ども・子育て支援事業400万円、病児保育事業補助金ということであります。

まず、この病児保育とはどういうことかということ、お子さんが病気になって集団保育等に耐えられない場合は自宅等で療養とかとすることになるんですけれども、保護者の方がそういうのができないような場合にどこかで見てもらいたい、だけれども、保育所に行くと病気がうつったりしますので、これを病気の子供を保育してあげるというそういうことです。

いつからかということ平成29年の4月からです。

どこで、どういうふうにするのかということ、下田メディカルセンターの病院じゃなくて、管理棟そちらのほうでやるんですけれども、この400万円というのはこの開設準備の資金、

改修費と言ったほうがいいですか、これは限度額が400万円ですので、その金額を補正させていただいたという内容でございます。

この400万に対しては国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1それぞれ負担して補助しますので、補正予算書の6ページ、7ページのところになりますけれども、中段の国庫・児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金、これ473万7,000円となっていますけれども、このうちの133万3,000円が国からの補助金、それから下から4段目、県費・児童福祉費補助金のところの一番下に子育て支援事業とありますが、これが133万3,000円、これは県からの収入とそういう形になります。

以上です。

○議長（森 温繁君） 観光交流課長。

○観光交流課長（土屋 仁君） 観光まちづくり総務事務で、今回謝礼ということでトライアスロン関係8万4,000円の計上をさせていただいてございますが、これは市長常々申し上げておりますようにトライアスロン大会の誘致をしたいということで、今回トライアスロンの大会を運営している会社がございます、そちらの方をお願いして現地を視察させていただいて、どのような大会規模、どのようなコースが可能かということを一回調査していただくというものでございます。

トライアスロンにつきましては、私どもも単なる観光イベントと考えているわけではございませんでして、やはりこのトライアスロン大会を誘致することによって経済効果もありますし、地域活性化にも役に立つ、それからスポーツ振興、またスポーツツーリズムですとかスポーツにおける誘客の効果といったものがございます。今後私ども観光交流課、当面こちらの調査の部分だけに対応させていただきますが、今後の実施の部署につきましては企画部門でありますとか、教育委員会の部分でありますとか協議して、やることになればちょっと検討をしなきゃいけないというふうには考えているところでございます。

実際、トライアスロンのそちらの運営会社の方にお聞きしますと、どうしてもやはり4時間から5時間ぐらいは時間がかかるということで、例えば道路を閉鎖しなければならないというような関係もあって、できれば大会の開催の要は1年半ぐらい前から準備をしなきゃならないというようなお話を聞いていますので、当面ちょっと今回急いだという部分もあります、たまたま動いたのがうちというようなことで今回観光費のほうで予算を計上させていただいたという内容でございます。

○議長（森 温繁君） 13番 沢登君。

○13番（沢登英信君） 1つだけ確認をさせていただきます。

病児保育が下田メディカルセンターの恐らく看護師さんたちの保育所が病院の中にありますので、そこを改修して実現するという事だろうと思うんですが、400万で十分全体的な事業費は足りているのか、総額もっと実際病院のほうで出してやっているのか。

それから、当然国・県の3分の1の補助金ということになりますと、メディカルセンターはご案内のように1市5町一部事務組合でやっているわけですので、病気のお子さんを受け入れる対象というのは下田市だけではなくて、1市5町のお子さんを受け入れるということになるのか、そこら辺のところを確認をさせていただきたいと思います。

○議長（森 温繁君） 学校教育課長。

○学校教育課長（峯岸 勉君） ここで補正予算で計上させていただいた400万円はあくまで開設のための費用ということですので、実際の補助金というのは新年度予算で組ませていただくということになります。

それから、メディカルはおっしゃるようにほかの市町も入っていますので、対象となるのは下田市だけではなくて、南伊豆も想定していますので、南伊豆役場の担当者とも今相談しているんですけども、南もこれに加わりたいというお話は出ているところであります。

以上です。

[発言する者あり]

○学校教育課長（峯岸 勉君） ひとまず2町で話をしております。

○議長（森 温繁君） 市長。

○市長（福井祐輔君） 場所についてはメディカルの保育所と一緒にないかという懸念を持っていると思うんですけども、メディカルの保育所は1階にあるんですけども、2階に新たにそういう設備をつくるということで今話を進めております。病気ですから、隔離をするような形になると思います。

以上です。

○議長（森 温繁君） よろしいですか。

○13番（沢登英信君） はい。

○議長（森 温繁君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森 温繁君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第100号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いた

します。

なお、時間外勤務手当を除く人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第101号 平成28年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第101号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第102号 平成28年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第102号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第103号 平成28年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森 温繁君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第103号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（森 温繁君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、10日、11日は休会とし、12日から14日までそれぞれの常任委員会の審査をお願いし、15日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 2時37分散会